

平成30年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の状況

昭 島 市

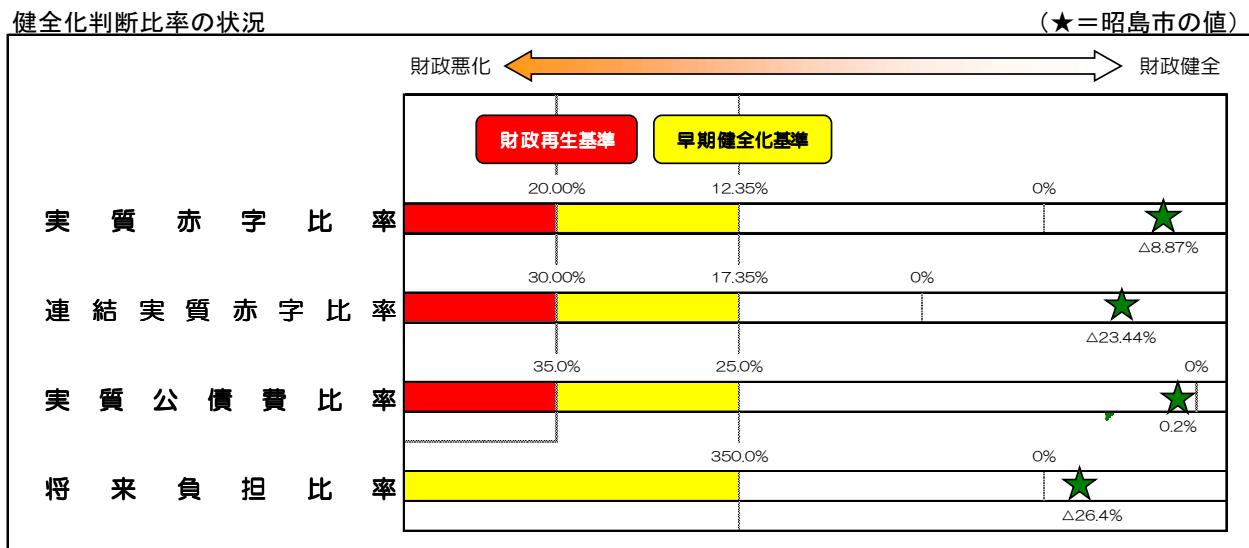
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各指標を公表します。
下記1のとおり実質赤字比率など4つの指標からなる健全化判断比率には、国が定めた早期健全化基準が設けられており、この基準を1つでも超えると財政健全化計画の作成などが義務付けられ、悪化した市の財政を建て直すことになります。また、公営企業については、各会計ごとに資金不足比率を算定することになっており、経営健全化基準が定められています。

平成30年度の健全化判断比率・資金不足比率の状況は下記の表のとおりです。
各指標それぞれの算定方法などについては次ページ以降で解説します。

1.健全化判断比率

指標の名称	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.35%	20.00%
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	17.35%	30.00%
実 質 公 債 費 比 率	0.2%	25.0%	35.0%
将 来 負 担 比 率	—	350.0%	—

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示しています。

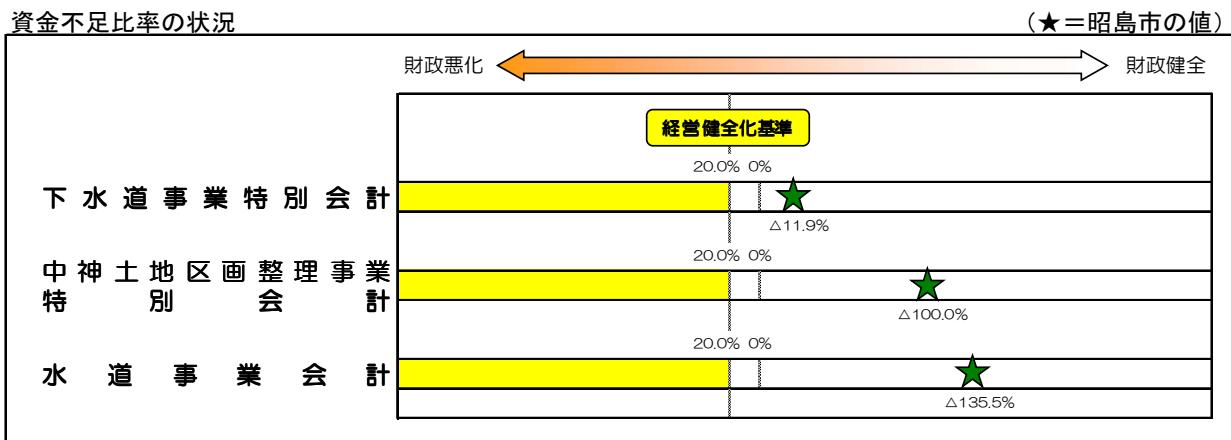


※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字の程度を示す指標のため、黒字の場合は△（マイナス）表記となります。
※ 将来負担比率は負債の程度を示す指標のため、将来負担額を充当可能財源等が上回った場合は△（マイナス）表記となります。

2.資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0%
中神地区画整理事業特別会計	—	20.0%
水道事業会計	—	20.0%

※資金不足額がない場合は「—」と表示しています。



※赤字の程度を示す指標のため、黒字の場合は△（マイナス）表記となります。

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を大きく下回り、資金不足比率についても発生していません。これらの指標では本市の財政状況は「健全」であることを示す結果となりました。

しかしながら、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、平成30年度決算では90.9%と依然として高い水準にあり、新たな行政需要に対応しにくい状況にあることになります。

今後も、市民サービスの維持・向上を図るため、これまで以上に行財政改革を推進し身の丈にあった自主自立の財政運営の確立に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるためにも効果的・効率的な予算執行に努めてまいります。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、市の財政規模に対する一般会計の赤字額の割合を示します。家計に例えると、一年間の収入から支出を引き、赤字になった額が家計の規模に対してどのくらいの割合であったかを表すものです。

※以下、特に断りのない場合、単位はすべて千円です。

$$\frac{\begin{array}{|c|}\hline \text{一般会計の実質赤字額} \\ \hline \text{なし} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|}\hline \text{標準財政規模} \\ \hline 21,521,531 \\ \hline \end{array}} = \frac{\text{実質赤字比率(%)}}{\text{—}}$$

(参考) 実質黒字額が1,910,305千円でしたので、実質黒字比率を算定すると8.87%となります。黒字決算のため実質赤字比率は算出されませんでしたが、仮に各基準に達する場合の赤字額を試算すると、一般会計の実質赤字額が、2,657,910千円になると早期健全化基準(12.35%)に、4,304,307千円になると財政再生基準(20.00%)に達してしまうことになります。

実質赤字額

歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支が赤字になった場合の、当該赤字額を言います。

標準財政規模

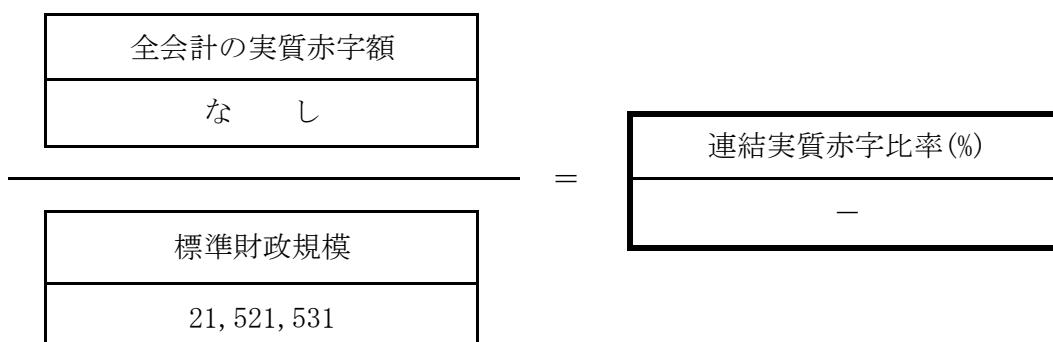
標準税収入額等20,119,324 + 普通交付税額468,664 + 臨時財政対策債発行可能額933,543
= 21,521,531

普通交付税の算定にあたり、市税や地方譲与税などの一般財源（何にでも使えるお金）の収入額がどのくらいの規模であるかを示す数値を言い、各自治体の財政規模を表します。なお、一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、一定額内で臨時に発行できる借金（臨時財政対策債）の額を含みます。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、市の財政規模に対する全会計の赤字額の割合を示します。家計に例えると、仕送りを受けて一人暮らしをしている子どもなど、お金のやりとりのある世帯を合わせて、一年間の収入から支出を引き、赤字になった額が主たる世帯の家計の規模に対してどのくらいの割合であったかを表すものです。

平成30年度決算においては、全ての会計で黒字となり、合計すると5,045,199千円の黒字となりました。



(参考) 全会計の実質黒字額が5,045,199千円でしたので、連結実質黒字比率を算定すると23.44%となります。

黒字決算のため連結実質赤字比率は算出されませんでしたが、仮に各基準に達する場合の赤字額を試算すると、全会計の実質赤字額が、3,733,986千円になると早期健全化基準(17.35%)に、6,456,460千円になると財政再生基準(30.00%)に達してしまうことになります。

全会計の実質赤字額（括弧内は実質黒字額）

一般会計	:なし	(1,910,305)
国民健康保険特別会計	:なし	(328,562)
介護保険特別会計	:なし	(162,011)
後期高齢者医療特別会計	:なし	(33,914)
下水道事業特別会計	:なし	(248,475)
中神土地区画整理事業特別会計	:なし	(47,215)
水道事業会計	:なし	(2,314,717)

全会計とは、上記7会計となります。

なお、地方公営企業法が適用される水道事業会計の赤字額は、企業債を除いた流動負債の額から流動資産を差し引いた額となります。

また、法非適用宅地造成事業の中神土地区画整理事業特別会計は、実質収支額と土地収入見込額の合計が赤字になった場合の額となります。

他の会計は一般会計と同様、歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支が赤字になった場合の、当該赤字額を言います。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、市の財政規模に対する、特別会計などを含めたすべての借金の返済に充てた税など一般財源の割合を示します。家計に例えると、住宅ローンなどの借金返済額が、一年間の家計でどのくらいの割合を占めていたかということです。

なお、前3か年の平均値を平成30年度決算の実質公債費比率として扱います。

借金返済額等	特定財源・ 普通交付税で措置される額	実質公債費比率 (単年度) (%)
2,660,771	2,574,109	
=		
標準財政規模	普通交付税で措置される額	
21,521,531	1,744,717	
=		
平成30年度 比率 (%)	+ 平成29年度 比率 (%)	+ 平成28年度 比率 (%)
0.43820	0.15015	0.23887
		÷ 3 = 実質公債費比率 (%)
		0.2

(参考) 平成30年度決算における実質公債費比率は、各基準を大きく下回る結果となり、仮に平成30年度単年で各基準に達する場合の額を試算すると、2,660,771千円だった借金返済額等が、7,518,313千円になると早期健全化基準(25.0%)に、9,495,994千円になると財政再生基準(35.0%)に達してしまうことになります。

借金返済額等

一般会計が直接支払った借金返済額	: 2,178,741
特別会計の借金返済に充てるための繰出金	: 423,687
一部事務組合の借金返済に充てるための負担金	: 50,173
公債費に準ずる債務負担行為に係る支払額	: 8,170

通常、借金返済額（公債費）として扱うものは一般会計が直接支出する借金返済額だけですが、実質的に借金返済額と考えられるもの（実質公債費）として、特別会計や一部事務組合の借金返済に充てるために一般会計が支払った額や、公債費に準ずる債務負担行為に係る支払額（例えば社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助など）、一時借入金に係る利子の支払額をこの指標では含みます。

特定財源・普通交付税で措置される額

特定財源	: 829,392
普通交付税で措置される額	: 1,744,717

特定財源とは、使い道が定められていてほかには使えない収入のことを言います。ここで対象とされるものは、都市計画事業のための借金返済に充てることができる都市計画税です。

普通交付税で措置される額とは、減税補填債など普通交付税算定上の需要（支出）額に含まれる国の施策による借金返済額で、公債費比率の計算において分母・分子ともに差し引くことになっています。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、市の財政規模に対する地方債（借金）残高など一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合を示します。家計に例えると、住宅ローンなどでまだこれから払わなければならない残額から貯金などを差し引いた金額が、一年間の家計の規模と比べてどのくらいかという割合です。



(参考) 将来負担額より充当可能財源等が多いため比率が算定されませんでしたが、充当可能財源等の超過率を算定すると△26.4%となります。

平成30年度決算における将来負担比率は、早期健全化基準を大きく下回る結果となりましたが、仮に早期健全化基準に達する場合の額を試算すると、28,987,689千円だった将来負担額が、103,431,930千円になると早期健全化基準（350.0%）に達してしまうことになります。

将来負担額

一般会計の借金の残高	: 20,288,091
特別会計の借金残高のうち一般会計支払見込額	: 3,147,877
一部事務組合の借金残高のうち一般会計支払見込額	: 59,480
公債費に準ずる債務負担行為に係る今後支払額	: 23,931
職員の退職手当負担見込額	: 5,468,310

一般会計の借金の残高のほか、特別会計や一部事務組合の借金の残高のうち繰出金や負担金といった形で一般会計が支払うと見込まれる額、債務負担行為として既に今後の支払契約を結んでいるもの及び職員の退職手当負担見込額などの総額になります。

充当可能財源等

充当可能基金	: 11,548,891
充当可能特定歳入	: 6,331,884
今後普通交付税で措置される額の合計	: 16,332,306

今ある貯金の額、都市計画事業のための借金返済に充てることができる都市計画税等の特定財源額などのことです。

なお、実質公債費比率と同様、普通交付税で措置される額は分母・分子ともに差し引くことになっています。（分母は平成30年度に措置された返済額、分子は今後措置される借金総額。）

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の事業規模に対する資金不足額（赤字額）の割合を示します。

①下水道事業特別会計

資金の不足額	=	資金不足比率(%)
なし		—
事業の規模	=	資金不足比率(%)
2,084,995		—

（参考）資金剰余額が248,475千円でしたので、資金剰余比率を算定すると11.9%となります。

②中神土地区画整理事業特別会計

資金の不足額	=	資金不足比率(%)
なし		—
事業の規模	=	資金不足比率(%)
47,215		—

（参考）資金剰余額が47,215千円でしたので、資金剰余比率を算定すると100.0%となります。

③水道事業会計

資金の不足額	=	資金不足比率(%)
なし		—
事業の規模	=	資金不足比率(%)
1,707,466		—

（参考）資金剰余額が2,314,717千円でしたので、資金剰余比率を算定すると135.5%となります。

資金の不足額

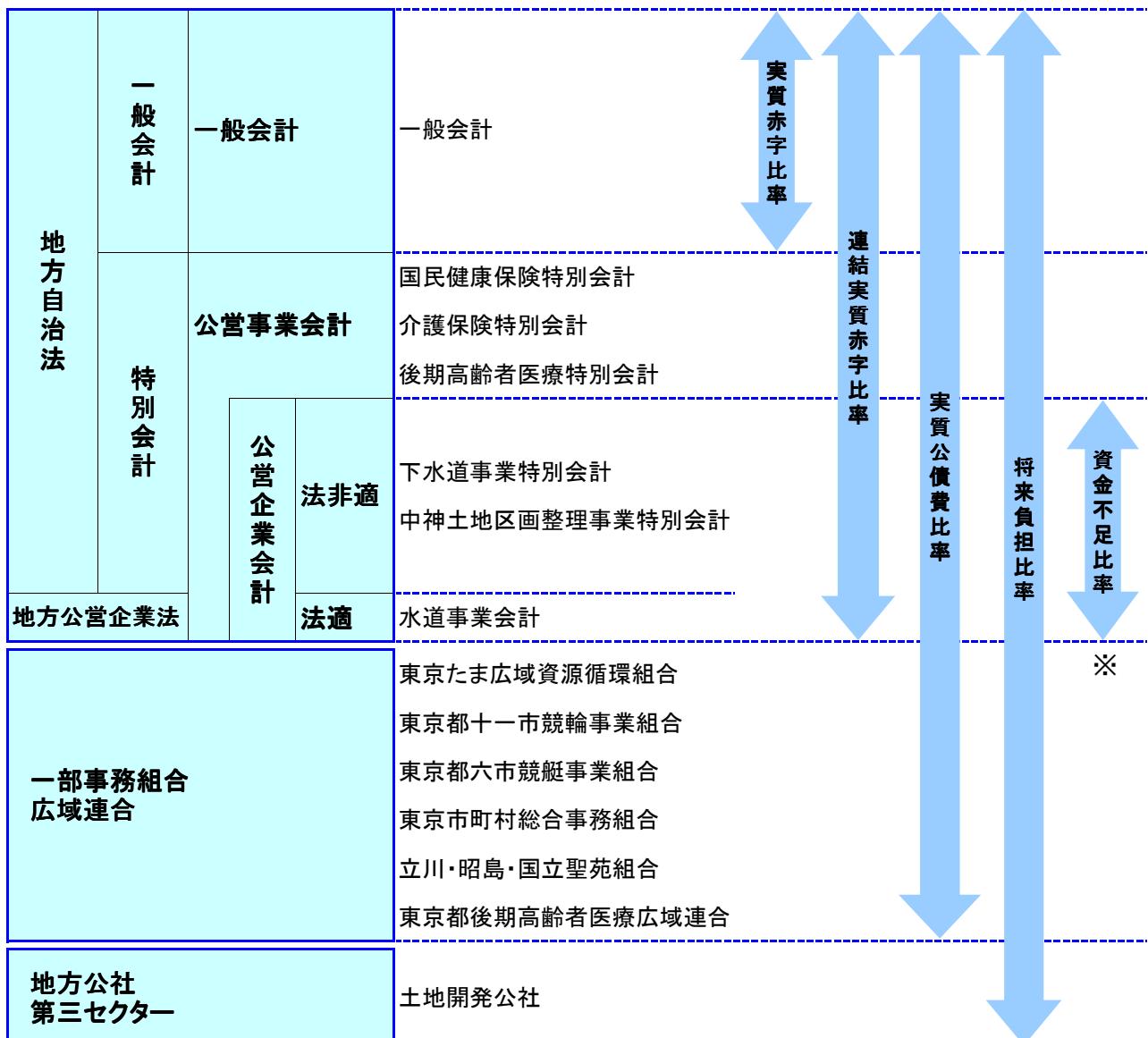
下水道事業特別会計では実質赤字額と同じです。

中神土地区画整理事業特別会計では実質赤字額から土地収入見込額を差し引いた額となります。
水道事業会計では企業債を除いた流動負債から流動資産を差し引いた額となります。

事業の規模

営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額（又はそれに相当する額）のことです。
なお、中神土地区画整理事業特別会計では、実質黒字額と土地収入見込額の合計額となります。

《参考》 昭島市における健全化判断比率等の対象範囲



※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。